

令和6年度 し尿収集運搬業務委託仕様書

1. 目的

本仕様書は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）その他関係法令に基づき、し尿収集運搬業務委託の実施にあたり、発注者と受注者について必要な事項を定め、適正に業務を実施することを目的とする。

2. 施行上の注意

受注者は、本委託業務の実施にあたっては、高島市契約規則および廃棄物の処理及び清掃に関する法律等関係諸法令を遵守し、発注者の担当職員と十分協議のうえ厳正に業務を遂行するものとする。

3. 履行期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

4. 業務実施区域 高島市内

5. し尿収集運搬見込量 4,374,000ℓ/年

6. 業務内容

- (1) し尿の収集受付業務
- (2) し尿の収集運搬業務
- (3) し尿汲取利用券回収事務

7. し尿の収集受付業務について

- (1) 高島市内で発生したし尿の収集依頼を受付すること。
- (2) 受付時間は次のとおりとする。
曜日：月曜日から金曜日まで（祝日・年末年始は除く）
時間：午前8時30分から午後5時まで

8. し尿の収集運搬業務について

- (1) 収集依頼を受けたし尿を収集し、発注者が指定する場所へ運搬し搬入すること。
- (2) (1)の発注者が指定する場所は、次のとおりとする。ただし、発注者が別に指示する場合はこの限りではない。
・高島市MICSセンター（以下「センター」という。）
高島市新旭町饗庭3475番地5
- (3) 収集日は次のとおりとする。
月曜日から金曜日まで（祝日・年末年始・センターの休場日は除く。）
ただし、受注者との協議により、この限りでない場合がある。
- (4) センターへの搬入時間は、センター開場日の午前9時から午後4時までとする。
- (5) 収集したし尿の搬入時に、し尿汲取量報告書をセンターに提出すること。

9. し尿汲取利用券回収事務について

- (1) し尿処理手数料（以下、「手数料」という。）の額は、18リットルにつき220円（税込み）とする。
- (2) 収集したし尿の支払いは、し尿汲取利用券（以下、「利用券」という。）で受け取る。また、利用券を受け取った場合は、「し尿汲取券受領書」に漏れなく記入し、依頼者へ渡すこと。
- (3) 依頼者が不在等により利用券が回収できない場合は、「し尿汲取券請求書」を依頼人宅のポストに投函すること。
- (4) (3)の投函後も利用券の回収ができない場合は、依頼者へ適宜、請求すること。

10. 報告事項

- (1) 受注者は、翌月の10日までに当月分の実績報告書（別紙様式）とともに後払いにより回収した利用券を提出すること。また、実績報告提出後に対象分の手数料の請求を行うので、指定された期日までに納付すること。
- (2) 収集作業中に交通事故やトラブルが発生したときは、速やかに発注者へ報告するとともに、事故後の対応は受託者が責任をもって対処すること。

11. 作業遵守事項

- (1) し尿収集作業は、迅速かつ的確な収集に努めるものとする。なお、悪天候日など特別な場合により、収集作業に遅延が生じた場合は、必ずその都度、発注者に連絡し指示を受け、遅延の回復に努めるものとする。
- (2) し尿は、取り残しの無いように収集するものとし、運搬にあたっては周囲に飛散しないよう、また汚水が道路上に流出しないよう十分に注意すること。
- (3) し尿収集後は、周辺の清潔保持に努めること。
- (4) し尿収集にあたっては、悪臭の発生ならびに飛散を防止するため、し尿汲み取り専用のバキューム車で確実に収集すること。
- (5) 収集車両の故障等が発生した場合でも、受注者の責任により業務を遂行すること。
- (6) 収集に際しては、安全走行に努め、法定制限速度および最大積載量等を遵守するとともに関係諸法令を遵守すること。
- (7) し尿収集車に係る安全管理に努め、車両の定期的な点検と労働者に対する安全教育を実施すること。
- (8) 作業員および運転手は市民に対して誠実に対応することは勿論のこと、必要に応じてヘルメット・安全靴・手袋などを使用した安全対策を講じること。
- (9) 常に連絡のとれる窓口と収集体制を整えておくとともに、緊急連絡網を整備しておくこと。
- (10) 委託する業務以外の廃棄物をセンターに持ち込んだ場合には、委託業務の中止を命じ、契約を解約することがある。

12. 搬入の遵守事項

受注者は、センターへの搬入にあたり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 収集したし尿を、センターへ搬入する1日の量について、発注者から指示があるときはこれに従うものとする。
- (2) 当該搬入業務は、センターの休日等を考慮したうえで、業務にあたらなければならない。
- (3) 当該搬入業務は、センターの指示に従わなければならない。

13. 収集運搬車両に関する事項

- (1) 使用する車両は受託者の保有する車両（車両検査などで一時的にレンタルする車両を含む）とし、受託者の責任において適正に管理運行するとともに法令に定められた検査を受け、自賠責保険のみならず適宜、任意保険に加入し、写しを提出すること。
- (2) 契約締結後、速やかに作業者名簿、使用車両一覧表および緊急連絡先一覧表を提出すること。
- (3) 内容に変更が生じたときは直ちに報告すること。

14. 守秘義務

受注者は、契約の履行にあたって高島市個人情報保護条例を遵守し、個人情報の漏洩、滅失および棄損の防止、その他の個人情報の適正な管理に必要な措置を講じなければならない。また、知り得た個人情報を他人に知らせたり、不当な目的に使用したりしてはならない。なお、履行終了後も同様とする。

15. 疑義の解釈

仕様書に定める事項について疑義を生じた場合の解釈および業務履行の細目については、発注者受注者協議のうえ定めることとする。

16. 高島市の発注する建設工事等における暴力団員等による不当介入の排除について

- (1) 受注者は、施行について暴力団員等（暴力団の構成員および暴力団関係者、その他市発注工事等に対して不当介入をしようとするすべての者をいう。）から不当介入（不当な要求または業務の妨害）を受けたときは、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報するとともに、警察が行う必要な捜査に協力するものとする。
- (2) 受注者は、前項の規定により通報を行った場合は、速やかに通報所（別記様式第1号）により高島警察署に届け出るとともに、監督職員に報告するものとする。また、受注者は、以上のことについて、下請負人（すべての協力者を含む。）に対して、十分に指導を行うものとする。
- (3) 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けたことが明らかになり、工程等に被害が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。